

# 法律家のから 助言

# 新刊『口ナ禍を巡つて』

# 徳島弁護士会 業務改革 委員会副委員長



泉 智之

を縮小または休止して休業せざるを得なくなる場合には、休業日や休業時間をどのように設定するか、また、休業手当の水準について、しつかりと話し合うことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の流行で会社が事業を縮小または休止して労働者が事業を休業せざるを得なくなつた場合、会社から休業手当を受け取ることができます。労働基準法第26条では、労働者に對し、使用者は、労働期間について過去3ヶ月間の平均賃金の60%以上力を相当する休業手当を支払わなければならぬと規定されています。

法律相談の電話受け付けは、平日正午～午後2時（090-570-3567）。日弁連ホールページでは24時間申し込みれる。

# 特例成金助整調用雇用

新型コロナウィルス感染症の流行の影響という事情だけではあります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月1日～6月30日の緊急対応期間中は、全ての業種の事業者を対象に雇用調整助成金の特例措置が実施されています。従来よりも助成率・助成対象が拡大され、支給条件も緩和されていますので、この制度の利用を会社に促すことも考えられます。

次に、会社から解雇されてしまつた場合には、保険に加入していれば雇用保険の基本手当（失業給付）を受給することができます。

ます。この場合、離職前6ヶ月間の平均賃金を基礎として離職前平均賃金額や年齢に応じて45%から80%に相当する金額を受け取ることができます。また、解雇をする場合、使用者は少なくとも3日前に予告をする必要がありますが、予告なしで解雇予告手当として過去3ヶ月間の平均賃金の30日分以上に相当する金額を受け取ることができます。（労働基準法第20条1項）。

なお、解雇は労働者の生と社会通念上相当であると認められない場合は、解雇は無効になります。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う休業・解雇に關するご相談は徳島県でも徐々に増えてきています。お悩み事がある場合には弁護士会の新型コロナウイルス電話相談をご利用いただくなさい。お近くの法律事務所へ直接お問い合わせください。